

カナダ食品検査庁 (CFIA)

2005年5月16日

日本向けに輸出可能な牛のと殺と牛肉製品の加工に係る基準 [仮訳]

このプログラムは、Meat Hygiene Manual of Procedures の 11.7.3 で規定される日本向けの牛肉及び牛の内臓の輸出条件の一部となるものである。

1. 序論

本文書の目的は、牛のと殺と加工施設が日本に輸出される牛肉製品を生産する際に満たすべき基準を記述することである。この基準は以下の目的を満たすように設計されている。

- (1) 牛から、日本向けの輸出に不適格な全ての組織の除去を確実にすること
- (2) と殺から加工にかけての工程において、食用の牛肉製品の不適格な組織からの交差汚染を防ぐこと
- (3) 20ヶ月齢以下の牛からの製品のみが、日本向けの輸出用として加工・認定されること、そして
- (4) カナダの国内規制に加えて、BSE に関連する日本の輸入条件に適合していることを証明することを可能とすること

カナダ産牛肉製品の BSE の潜在的リスクからの消費者保護の基礎をなす Meat Inspection Regulations 及び Meat Hygiene Manual of Procedures の条項で定められる関連のある国内の必要条件は、本文書を補完する目的で含まれる。これらの措置は、以下のセクション4で概説される。

2. 範囲

この文書は、日本に輸出される生鮮及び/又は冷凍牛肉製品¹を生産すると畜場及び加工施設に適用される。本文書で規定されている基準に適合していると認定された施設は、日本向けの輸出に不適合な組織が除去された20か月齢以下の牛からの生鮮及び/又は、冷凍牛肉製品を輸出することができる。

日本向けの輸出に不適格な組織は、日本では特定危険部位 (SRM) として規定されている牛の頭部 (舌、ほほ肉を除く)、口蓋及び舌の扁桃、脊髓、硬膜、回腸遠位部及び、脊柱² (背根神経節を含む) から構成される。

1 生鮮/冷凍の筋肉、切り落とし、内臓及びバラエティミートからなる。

2 この文書の目的においては脊柱の定義には、尾椎、胸椎及び腰椎横突起、及び仙骨翼は含まれない。

3. 月齢証明

日本向けに輸出可能な牛肉製品は、「Age Verification: Age Determination of Cattle to Qualify Canadian Beef and Beef Products for Export to Japan (<http://www.inspection.gc.ca/english/???shtm> (作成中))」で規定されている手順及び手法を用いてと殺の時点で20か月齢以下と証明される牛由来のものでなければならない。

4. 全ての登録済牛肉施設に適用される条件

カナダの全ての登録済牛肉施設は、SRMに関し、Meat Hygiene Manual of ProcedureのChapter4の特にAnnex Nで規定されている以下の条項に適合しなければならない。

- (1) 食用に供される組織に脊髄の断片が付着することを防止するため、全ての月齢の牛から脊髄を切除し、30か月齢以上の牛の脊髄を除去するために着色その他の視覚的に認識可能なシステムにより特定された専用の道具を用いること、
- (2) SRMの除去及び処分の手順は、Annex Nで規定されているとおり、食用に供される食肉製品の交差汚染を防止すること

経営者は、SRMに関連しているハザード(BSEの感染性等)が、確実にFood Safety Enhancement Program(FSEP)のForm 5(またはそれに相当するもの)において特定され、牛の月齢決定(と畜場の場合)及びSRMの除去におけるCritical Control Point(CCP)が特定されていることを確保するため、自らのHACCPプランを再評価することが求められる。もし施設が、FSEPの下で認証を受けていないのであれば、当該経営者は、SRM除去方針の構成要素の全てに対応する管理プログラムの構築、実行、維持を行う責任を有する。

Meat Hygiene Manual of ProceduresのChapter 3で規定されているとおり、各々の施設は、施設の責任者により署名された書面の衛生プログラムを整備しなければならない、それにより、当該プログラムの導入の責任者が特定され、施設の稼働前及び稼働中に行うべき日々の手順、及び、彼らが食用に供す製品の汚染を防止するためにその手順が行われる頻度が規定され、汚染の発生の際に講じられる是正措置が規定される。特に、当該プログラムにより、食品が接触する表面、器具及び道具の稼働前の洗浄及び消毒の条件が対処され、稼働前にこれらの手順の効果が検証されなければならない。日々の記録は、この衛生プログラムの導入及びモニタリング、確認された逸脱及び講じられた是正及び予防措置を記録するために必要とされる。

5. 日本向けに輸出される牛肉製品を生産すると畜場

セクション4で概説された要件に加え、と畜場及び統合された加工施設の管理者は、以下の事項を確実にするために書面で手順を構築し、導入することが求められる。

- (1) 20か月齢以下の牛由来の製品のみが日本向けの輸出用として用意されること
- (2) 全ての不適格な組織が、交差汚染及び、日本向けに輸出される食肉製品への混合を防止

するための衛生的な方法でこれらの牛から除去されること

- (3)これらの牛から得られた枝肉及び食肉は、月齢が決定された時点から、製品が梱包・表示されるか、当該枝肉が施設から搬出されるまで、他の枝肉や牛肉製品から容易に識別できるようにされること

文書化された手順は、適用される条件に適合し、常に適格な製品が不適格なものから容易に識別できることを確保するために導入される管理について明確に概説すべきである。この手順は、担当の検査官が受け入れることのできるものであり、モニタリング、検証及び記録保存に関する活動、逸脱があった場合の手順を含み、監査可能でかつ効果的でなければならない。

この手順は、施設や CFIA の検証の必要性に応じ、以下の事項に対処しなければならない。

- ・ CFIA に許容される手法による牛の月齢の決定
- ・ 月齢が決定される時点以降の 20 か月齢以下と決定された牛及び/又は、そのような牛の枝肉、内臓及びその他の枝肉の部位の区別
- ・ 20 か月齢以下の牛の枝肉の両側面を明確に識別するための印又は装置の適用
- ・ 頭部（舌、ほほ肉を除く）、口蓋及舌扁桃、脊髓、硬膜、回腸遠位部及び脊柱（背根神経節を含む）の衛生的な除去
- ・ その他の枝肉及びその一部から、時間的もしくは場所的に隔離した状態で、区別されたロットにおいて、適合する枝肉の解体/脱骨の実施
- ・ その他の牛肉や内臓を含む箱から容易に識別できる方法による適合する肉又は内臓を含む箱の表示

6. CFIA の検証

CFIA の検査官は日常的に以下の条件の導入の正確性及び/又は有効性を検証する。

- ・ 月齢の決定と適合する枝肉、内臓及びその他の部位の識別
- ・ 不適格な組織の除去と関連する衛生手順
- ・ 枝肉、内臓及びその他の部位の区別
- ・ 表示
- ・ 衛生プログラム

この検証活動は、と畜場において毎日実施されなければならない。

これらの条件に対する遵守が証明できないところについては、日本向け輸出のための製品の証明は交付されない。

施設のパフォーマンスに対する毎月のレビューが、各々の施設の担当の獣医師又は検査官によって実施される。このレビューの報告書は、当該報告書において提起された懸念を追跡することとなる地域獣医官(と畜場の場合)に提出される。

施設のパフォーマンスと CFIA の検証責任に対する四半期ごとのレビューは必要に応じ

地域獣医官により実施される。

逸脱が確認される場合は、遵守と実施の活動が検査スタッフの手により実施される。
検査スタッフの権限の中にある典型的な活動は以下を含む。

- ・ 差し止められた製品の保管と再稼働の停止（脊髄の残留した枝肉等）
- ・ 管理者に対する計画又はプログラムにおいて確認された不備に関連した是正及び/又は予防措置の構築及び実施の要求
- ・ 月齢証明、不適合な組織の除去、区別及び/又は表示の条件が証明できない場合において製品を日本向けの輸出に不適合とみなすこと
- ・ 輸出条件にかかる遵守が達成されてこなかったか又は証明できない場合における輸出向けの製品の証明の拒絶
- ・ 重大な食品安全上のリスクが確認され、直ちにコントロールすることができない場合における施設の全ての部門の稼働の停止の指示

CFIA の地域事務所の幹部職員は、必要に応じ、施設の操業ライセンスの停止を行う権限がある。

(参考)

Age verificationのポイント

1. 出生月日の記録

(3.0 Recording date of birth)

- C C I A (ケベック州の場合はA T Q^註) のデータベースに出生月日が入力される場合、月齢の決定に用いることの出来る方法は以下のとおり。
 - ①子牛が実際に出生した日付
 - ②子牛の群が出生した繁殖季節の初日 (当該日が群に属する全ての子牛の事実上の出生月日とされる。)
- 上記の日付は、畜主、農場で働く家族又は従業員の観察に基づくものであり、書面又は電子記録として適切に保存された後、C C I A (又はA T Q) のデータベースに入力される。なお、出生記録は (データベースの) 認証された生産者からの届出のみ受け付けられる。

注：ケベック州は、州内のトレーサリティ制度の確立のため、CCIA とは別の州独自のデータベースを保有しており、当該データベースは牛の出生月日もカバーしている。

2. 出生月日の妥当性の検証

(4.0 Verifying accuracy of birth dates)

- C C I A (又はA T Q) に入力された出生月日は、その妥当性について第三者の監査を受ける必要がある。群の記録は無作為抽出により監査される。これらの監査は、民間獣医師、ブランドの検査員、連邦又は州政府の雇用者等により実施される。

3. と畜に係る月齢の決定

(5.0 Age determination for slaughter)

- 牛のと畜が予定されている場合、生産者又は家畜市場の作業者により予めそれらの耳標の情報が読み取られ、C C I A (又はA T Q) のデータベースにそれらの個体識別番号に関連する出生月日の情報が請求される。この結果20カ月齢以下と決定された牛は、日本に輸出される食肉の生産に適する牛群としてと畜場に輸送される。この際、C C I A (又はA T Q) のシステムにより作成された個体識別番号と対応する出生月日に関する書類が携行されることとなる。
- 予め牛の月齢が決定されていない場合は、認証を受けた施設のオペレーターがC C I A (又はA T Q) のデータベースに照会し、月齢を決定するために出生月日の情報を入手することもできる。

4. ケベック州以外で2004年に出生した牛に係る経過措置

(6.0 Interim procedures for animals born outside Quebec in 2004)

- ・ 2004年生まれの牛の大多数は既に生産農場を離れているものの、身体的特徴(体格)により1年前に出生したものと簡単に識別することができることから、以下の手順で2004年生まれの牛の特定とその月齢情報の入力を確認する。
 - ①フィードロットのオペレーターが2004年生まれと外観から判断される牛の耳標の情報を読み取り、そのリストをCCIAに転送する。
 - ②CCIAは牛の生産者に出生月日の情報を照会する。
 - ③CCIAは個体識別番号に対応する生年月日のリストをフィードロットのオペレーターに連絡する。データベースに既に生年月日の情報が蓄積されている場合は、単純にその旨のみを連絡する。
 - ④牛の生産者が出生月日の記録を保管していない場合は、デフォルト値(2004年1月1日)又は可能であれば子牛が最初に生まれた月の初日(○月1日)をデータベースに入力するよう指導される。フィードロットに導入された日付も補足情報として活用される。

5. コンプライアンス

(7.0 Compliance)

- ・ CFIAはカナダ牛個体識別プログラムの実施に責任を有し、これを遵守しない者に対しては、家畜衛生規則違反として罰金を科すこととなる。さらに、家畜衛生法に基づき起訴することもできる。
- ・ 農場に対する監査においてデータベース上の出生月日に関する情報が不適切と判断された場合、データの修正のほか、きわめて軽微なものを除き、当該生産者から登録された当該年のデータすべてがデータベースにおいて輸出証明向けとしては無効と扱われる。
- ・ 監査官や政府の獣医官に虚偽の申告をした生産者は、農業および農産物の管理に係る罰金の規則に基づき4000ドルの罰金が科される。

1 カナダ産牛肉の貿易再開問題の経緯

(1) カナダ産牛肉の輸入停止

BSE発生国で生産された牛肉等については、食品の安全性確保に万全を期すとともに、病原体の侵入を防止するため、食品衛生法及び家畜伝染病予防法に基づき、国産牛肉と同等の安全性が確保されることが確認されるまでの間、その輸入を認めないこととしている。

2003年5月21日、カナダ国内でBSE感染牛が確認されたことを受け^{(8)、(11)}、厚生労働省及び農林水産省は、カナダ産牛肉及び牛肉製品等の輸入を暫定的に停止した。

なお、カナダではその後、2頭のBSE感染牛が確認されている^{(12)、(13)}。

(2) カナダ産牛肉再開に向けた協議

カナダでのBSE感染牛の確認後、日本は専門家を現地に派遣し、BSE感染牛の由来、同居牛の取扱い等のBSEに係る事実関係や、今後、カナダ政府のとるBSE対策の調査を行い、2003年7月、その結果を公表した⁽⁸⁾。その後もカナダにおけるBSE発生状況やBSE対策の追加措置等に関する情報収集に努めるとともに、カナダ政府と協議を行ってきた。

2004年11月8日、日加両国政府の実務担当者による協議において、日本政府はカナダ産牛肉の日本向け貿易再開に関し、食品安全委員会による審議を含む国内の承認手続きを前提として、米国と同様、牛肉の安全性について国内と同等の措置を求めることについて説明を行った⁽⁹⁾。

その後、日加の実務担当者間で、①特定危険部位(SRM)はあらゆる月齢の牛から取り除かれること、②牛肉は個体月齢証明等の生産記録を通じて20ヶ月齢以下と証明される牛由来とすること等を内容とする牛肉の輸出基準に関する協議が行われてきた^{(14)、(15)、(16)、(17)、(18)}。

2 牛肉貿易に関する国際基準とBSEリスク評価

(1) SPS協定について⁽¹⁾

衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)によれば、牛肉の国際貿易については、動物の健康(animal health)及び人獣共通感染症(zoonosis)に関し、国際獣疫事務局(OIE)が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和の取れた衛生検疫措置をとることを推奨している。